

4 水推第 9 6 3 号
令和 4 年 1 0 月 1 2 日

千葉県知事 殿

水産庁長官

「沿岸漁業改善資金制度の運営について」の一部改正について

この度、「沿岸漁業改善資金制度の運営について」（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 水推第 1032 号水産庁長官通知）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、今後とも本制度の円滑かつ適正な運営につき御配慮をお願いする。

○「沿岸漁業改善資金制度の運営について（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 水進第 1032 号水産庁長官通知）」一部改正 新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
沿岸漁業改善資金制度の運営について	沿岸漁業改善資金制度の運営について
<p>（別紙）</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 （略）</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 乗組員安全機器等設置資金</p> <p>（1）対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第 4 の 1 の <u>(10)</u> に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <p>（2）（略）</p> <p>9 救命消防設備購入資金</p> <p>（1）対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第 4 の 1 の <u>(11)</u> に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。なお、救命胴衣、消火器、イーパブ及びレーダートランスポンダについては、船舶安全法第 6 条ノ 5 第 1 項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>10 漁船転覆防止機器等設置資金</p> <p>（1）対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第 4 の 1 の <u>(12)</u> に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <p>（2）（略）</p> <p>11 漁船衝突防止機器等購入等資金</p> <p>（1）対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第 4 の 1 の <u>(13)</u> に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <p>（2）（略）</p> <p>12 漁具損壊防止機器等購入資金</p> <p>（1）対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第 4 の 1 の <u>(14)</u> に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <p>（2）（略）</p> <p>第 3～第 10 （略）</p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 （略）</p> <p>別紙 1～別紙 3 （略）</p> <p>別紙 4（第 7 の 1 関係）</p> <p style="text-align: center;">都道府県沿岸漁業改善資金貸付規程例</p> <p>（貸付け）</p> <p>第 1 条 県（都道府）は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和 54 年政令第 124 号）及び同法施行規則（昭和 54 年農林水産省令第 22 号）並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農商工等連携促進法施行令（平成 20 年政令第 234 号）及び農商工等連携促進法第 4 条第 2 項第 2 号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成 20 年農林水産省令第 48 号）並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、農林漁業バイオ燃料法施行令（平成 20 年政令第 296 号）及び農林漁業バイオ燃料法施行規則（平成 20 年農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号）並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化法」という。）、六次産業化法施行令（平成 23 年政令第 15 号）、六次産業化法施行規則（平成 23 年農林水産省令第 7 号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令第 2 条の表</p>	<p>（別紙）</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 （略）</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 乗組員安全機器等設置資金</p> <p>（1）対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第 4 の 1 の <u>(9)</u> に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <p>（2）（略）</p> <p>9 救命消防設備購入資金</p> <p>（1）対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第 4 の 1 の <u>(10)</u> に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。なお、救命胴衣、消火器、イーパブ及びレーダートランスポンダについては、船舶安全法第 6 条ノ 5 第 1 項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>10 漁船転覆防止機器等設置資金</p> <p>（1）対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第 4 の 1 の <u>(11)</u> に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <p>（2）（略）</p> <p>11 漁船衝突防止機器等購入等資金</p> <p>（1）対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第 4 の 1 の <u>(12)</u> に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <p>（2）（略）</p> <p>12 漁具損壊防止機器等購入資金</p> <p>（1）対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第 4 の 1 の <u>(13)</u> に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <p>（2）（略）</p> <p>第 3～第 10 （略）</p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 （略）</p> <p>別紙 1～別紙 3 （略）</p> <p>別紙 4（第 7 の 1 関係）</p> <p style="text-align: center;">都道府県沿岸漁業改善資金貸付規程例</p> <p>（貸付け）</p> <p>第 1 条 県（都道府）は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和 54 年政令第 124 号）及び同法施行規則（昭和 54 年農林水産省令第 22 号）並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農商工等連携促進法施行令（平成 20 年政令第 234 号）及び農商工等連携促進法第 4 条第 2 項第 2 号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成 20 年農林水産省令第 48 号）並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、農林漁業バイオ燃料法施行令（平成 20 年政令第 296 号）及び農林漁業バイオ燃料法施行規則（平成 20 年農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号）並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化法」という。）、六次産業化法施行令（平成 23 年政令第 15 号）、六次産業化法施行規則（平成 23 年農林水産省令第 7 号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令第 2 条の表</p>

第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第535号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第536号）並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第229号）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）の定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業著等養成確保資金を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行う者（以下「促進事業者」という。）については、経営等改善資金（次条の表の経営等改善資金の（1）から（7）までの資金に限る。）を貸し付ける。

第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第535号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第536号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）の定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業著等養成確保資金を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行う者（以下「促進事業者」という。）については、経営等改善資金（次条の表の経営等改善資金の（1）から（7）までの資金に限る。）を貸し付ける。

	資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	(7) (略)	(略)	(略)	10年以内（据置期間3年以内を含む。）、「農工商等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、「農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、「六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、「 <u>みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）</u> 」融資機関への貸付金は、11年以内（据置期間4年以内を含む。）、「農工商等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては13年以内（据置期間6年以内を含む。）、「農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては13年以内（据置期間4年以内を含む。）、「六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては13年以内（据置期間6年以内を含む。）、「 <u>みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては13年以内（据置期間4年以内を含む。）</u> 」
	(8) (略)	(略)	(略)	(略)
	(9) (略)	(略)	(略)	(略)
	(10) (略)	(略)	(略)	(略)
	(11) (略)	(略)	(略)	(略)

	資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	(12) (略)	(略)	(略)	(略)
	(13) (略)	(略)	(略)	(略)

	資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
生活改善資金	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
	(2) (略)	(略)	(略)	(略)
	(3) (略)	(略)	(略)	(略)

	資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
青年漁業者等養成確保資金	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
	(2) (略)	(略)	(略)	(略)
	(3) (略)	(略)	(略)	(略)

第3条～第5条 (略)

	資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	(7) (略)	(略)	(略)	10年以内（据置期間3年以内を含む。）、「農工商等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、「農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、「六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）」融資機関への貸付金は、11年以内（据置期間4年以内を含む。）、「農工商等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては13年以内（据置期間6年以内を含む。）、「農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては13年以内（据置期間4年以内を含む。）、「六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては13年以内（据置期間6年以内を含む。）」
	(8) (略)	(略)	(略)	(略)
	(9) (略)	(略)	(略)	(略)
	(10) (略)	(略)	(略)	(略)
	(11) (略)	(略)	(略)	(略)

	資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	(12) (略)	(略)	(略)	(略)
	(13) (略)	(略)	(略)	(略)

	資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
生活改善資金	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
	(2) (略)	(略)	(略)	(略)
	(3) (略)	(略)	(略)	(略)

	資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
青年漁業者等養成確保資金	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
	(2) (略)	(略)	(略)	(略)
	(3) (略)	(略)	(略)	(略)

第3条～第5条 (略)

(貸付資格の申請)

第6条 貸付資格の認定を受けようとする者は、貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)(様式1)に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(以下「事業計画書」という。)(様式2)(農商工等連携促進法第14条の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の特例の場合には同法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第11条の特例の場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を、みどりの食料システム法第2条第4項に規定する環境負荷低減事業活動にあっては同法第20条第3項の認定環境負荷低減事業活動実施計画又は第22条第3項の認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。以下同じ。)、貸付申請書(様式3)又は融資機関から貸付けを受けることを希望する者は借入申込書(様式4)の写しを添え、これをその者(申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工連携事業者である沿岸漁業従事者等。以下同じ。)の住所地をその地区内に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合(以下「事務再委託機関」という。)を経由して知事に提出するものとする。

第7条～第15条 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 借受主体は、本規程に基づく申請等について、電子メール、農林水産省共通申請サービス(当該申請等が当該サービスの対象として登録されている場合に限る。)及びその他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法(以下「電子処理システム」という。)により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本規程に基づき、当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

2 借受主体は、第1項の規定に基づき電子処理システムにより申請等を行う場合は、本規程に定める様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。

3 知事は、第1項の規定に基づき電子処理システムにより申請等を行った借受主体に対する通知等については、借受主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。

4 借受主体が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

別紙5・別紙6 (略)

附 則

この通知は、令和4年10月12日から施行する。

(貸付資格の申請)

第6条 貸付資格の認定を受けようとする者は、貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)(様式1)に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(以下「事業計画書」という。)(様式2)(農商工等連携促進法第14条の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の特例の場合には同法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第11条の特例の場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。以下同じ。)、貸付申請書(様式3)又は融資機関から貸付けを受けることを希望する者は借入申込書(様式4)の写しを添え、これをその者(申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工連携事業者である沿岸漁業従事者等。以下同じ。)の住所地をその地区内に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合(以下「事務再委託機関」という。)を経由して知事に提出するものとする。

第7条～第15条 (略)

(新設)

別紙5・別紙6 (略)